

おり、国家の教育権論を軸にし、教育統制と教育内容統制はますます強化されるであろう。

教育の再編・「改革」は全面的である。幼児教育から高等教育、さらには生涯教育への統制的志向は明らかであり、教育内容はもとより、それを入れる制度の全面的再編が意図されているのである。そして、その結果は、今日すでにあらわれている教育の病理にも拍車をかけ、しかもそれをよしとして居直る体制づくりでもある。

この答申を「書くにあたり、委員に文化人類学者や社会学者にたのんだが、全部断られた……そして文部官僚によつて執筆され

た答申は中教審が「書くべからざる領域、に踏込む」ものであつた（『毎日新聞』六月一二日）といわれるこの答申は、それだけに、権力の座にあるものの支配の持続への野望と経済的「合理主義」にもとづく労働力の確保の意志によって貫ぬかれている。

教育は国民の権利であるという確信に立ち、正義の原則の貫徹する自由な教育実践を通して、子どもや青年の人間的成长を願い、人間を主人とする未来に期待をかけるわたしたちは、このひとたちに、わたしたちの教育とその改革を、おまかせするわけにはゆかない。

（東京大学）

## 中教審答申をつらぬく経済合理主義



佐々木享

をかけて審議したという「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」という最終答申を文部省に提出した。長文のものなので、ここでは、いくつかの重要な論点に

七一年六月一日、中央教育審議会（中教審）は、四年の歳月

ついて検討してみる。

はじめに、答申全体の基調について検討しなくてはならない。六月一二日の日刊紙（私のみたのは、朝日、毎日、読売、日経、サンケイ、東京、赤旗）は、いっせいに一面トップにこの答申を報じ、社説で論じた。大部分の日刊紙は、答申前文のなかに出てくる「第三の教育改革」ということばをその見出しのなかに入れている。そこで、この答申の構想が「第三の教育改革」の名に価するものか、という点はみて見る必要があるだろう。日経と赤旗とが「第三の教育改革」という見出しを使っていない。性格の異なる両紙は、それぞれちがつた観点から、今回の答申の構想を「第三の教育改革」とは考えていないらしいのである。日経の社説はいう。「答申全体は技術的改革案であり、制度改正に傾斜した改革案といえる。明治百年の日本の文化が持つ体質への反省をもとにした本質的な改革案というには物足りない案である。」「答申でみる限り、中教審がなぜ教育改革を必要としたかの理由は技術的なものでしかあり得ない」と。これに対し、赤旗は、この日の主張で「中教審答申は戦後の教育改革が確信した民主主義教育の諸原則にたいしておもなホコ先をむけています」といつている。同紙によれば、答申は戦後の教育改革を否認しようとしているというのだから、その趣旨からいえば答申は「第三の教育改革」を企図している、ということになる。両紙にくらべると、他紙はおおむね、答申の構想がどのような意味で「第三の教育改革」なのかも問おうとしてはいない。（もともと、朝日の社説は、やや異つ

た観点から「中教審の答申の内容は教育改革の名に価しないと考える」といつている。）していえば、答申のいう学校体系変更の企図をもつて「教育改革」だとしているようである。

私は、今回の中教審答申は、憲法・教育基本法体制を生み出した第二次大戦後の教育改革を真向から否認しようとしているという意味では、「第三の教育改革」というに価する改革を企図しているとみる。しかしながら、戦後の教育改革の理念を否認しようとする試みは、今回の答申にははじまるわけではなく、十数年も以前から、教育政策の一貫した基調だったのだから、その意味では、今回の答申はなしくずし的改編の総仕上げを企図しているとみるのが至当であろう。

政府機関の審議会が出す答申文が役人の手によって粉飾されていたため、本質的な特徴を見定めにくいのは、今回に限ったことではない。しかし、今回の答申を出す四年のあいだには、広範な民主主義的な教育思想を守ろうとする運動に支えられた教科書検定訴訟の一審判決（いわゆる杉本判決）があり（七〇年七月一七日）、これが中教審答申に重要な影響を与えており、文面からは本質的な特徴を示すことばが隠れいされ、つかまえにくい表現がいつそ多くなっている。たとえば、六月一二日付赤旗の見出しは、「民主教育に全面挑戦——『国民的まとまり』を名に軍国主義的人作り」となつていたが、この「国民的まとまり」ということばにも中教審の気づかいがうかがわれる。すなわち、七〇年五月に発表された「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案」

『教育』七〇年七月号に掲載)では「国民的まとまり」は三カ所に登場し、試案の重要なトーンの一つだとみられた。ところが、「杉本判決」のあと、七〇年一〇月に発表された「初等・中等教育の改革に関する基本構想(中間報告案)」(『教育』七〇年一二月号に掲載)では、「国家における国民的なまとまりは教育を通じて実現され、社会の発展に寄与する人材の供給は教育に期待されている」とか、「民主的な国家にはそれ自体の理想があり、これにむかって国民的なまとまりをはかることは公教育の任務の一つである」というような、公教育の任務は国民的なまとまりの実現をめざすことにあるという、いわば中教審の改革構想のほんねを示したとみられる部分はみごとに削除されてしまった。「国民的なまとまり」に関して残っている文章は、「さまざまの価値観に対して幅広い理解力をもつとともに、民主社会の規範と民族的な伝統を基礎とする国民的なまとまりを実現し、個性的で普遍的な文化の創造を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献できる日本人でなければならない」という部分だけであるが、ここには教育基本法前文の一部(普遍的なしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす……)とまぎらわしい表現すらよくまれている。

だからといって、教育を「国民的なまとまり」に、つまり国民の国家統制に奉仕させるというほんねが変わったわけではない。『説明』のなかに、「日本国憲法のめざす国家、理想の実現のために、国民の教育として不可欠なものを共通に確保するとともに、つなげたなくふうによつて改善された標準的な内容・程度の教育をすべての国民に保障することは、政府の国民に対する重大な責務である」とのべられており、「杉本判決」の明示した国民の教育権を真向から否定するという点は少しも変わっていない。「試案」にくらべて変つているのは、右の傍点の部分を新たに加えたこと、つまり国家の教育権を是認させるために日本国憲法のめざす国家理想の実現のためならば国家に教育権があるといつても悪くはないであろう、といわんばかりの姿勢がみられる点である。なおこの点については、「杉本判決」が国家の教育権を否定した理由は國家が悪いことするからというのではなく、教育権は親を中心とした国民にあること、「現代国家の理念とするところは、人間の価値が本来多様であり、また多様であるべきであつて、国家は人間の内面的価値に中立であり、個人の内面に干渉し価値判断を下すことをしてはならない」「国家は教育のような人間の内面的価値にかかる精神活動については、できるだけその自由を尊重してこれに介入することを避け」るべきだという点にあることを改めて確認しておくことは必要であろう。

六月一二日付の毎日新聞には、「中教審の事務局長役であり、答申文の執筆にあたつた文部省の西田亀久夫審議官と教育専門家による座談会」の記事がのつた。(傍点は引用者。答申の文章は役人が書くものだろとは誰もが思つてゐるが、こう明らかに書かれることも珍しい。その後文部省が訂正を申し入れたといふ話はないから、事実なのだろう。)この座談会で西田審議官は、中教審答申は「企業密着とか高度成長をサポートしているとか言

われるが、答申のどこにそれが出ていますか」とやや開きなつた発言をしている。これに対しては梅根悟氏が、「多様化政策は経済の要請ですよ。……企業の要請に合わせ、早いうちに子供を能力別に仕分けしようという点で一貫している。高校の多様化から、こんどは大学の多様化になっているが、これは企業の要請にこたえる教育の引継ぎと見ざるを得ませんね」と答えている。これについて西田氏は、「人間」だといい、「企業の要請からきていると受取るところに食い違いがある」といつて、いわゆる「見解の相違」で逃げようとしている。同席した堀尾輝久氏はこの「食い違い」の根源を見逃さなかつた。

堀尾氏はいう。

「人間中心になつてゐるかどうか疑わしい。……いまの政治体制が持続するという前提に立つまづい発想だ。教育費の算定基準にも、新経済社会発展計画に合わせて数字をはじき出した」というが、これは当然企業の要請を前提としている。これを一案として出すのはそれでいいが、他のやり方にもあたつてみるべきですね。ベトナム戦争が終つたとき、四次防をなくしたときどんな教育があるかという発想もある。」

当然のことながら、西田氏はこの発言を全面的に否定することはできず、「……六〇年代の発想というが、近い将来経済成長をやめるという政策はない。その意味では現在の延長ですね。いまの段階では七〇年代のチャレンジを、政策決定の基礎材料として提示するだけの材料がない。未来学的発想ならともかく、少なくとも

も来年、再来年から前進しようとするなら、現在からの連続で考えるしかない」と、ここでも開きなつたような発言をしていく。四次防をなくするとすれば教育はどうなるかという発想もありうるではないか、という現実的な発想には全く答えていない。西田氏は、堀尾氏の追求にあつて、中教審答申は「新経済社会発展計画」の枠のなかで考えられているというほんねを出してしまつた。

## 二

中教審答申は、初等・中等教育の学校体系の改革に関する構想と、高等教育の改革に関する構想とがおもな内容になつていて、答申全体が、まぎらわしい言葉使いはあるが基本的には国家の教育権という思想によつて貫かれ、教育の国家統制のいっそうの強化をはからうとするものであることについてはすでに述べた。

初等・中等教育については、およそつきのような特徴を指摘することができるだろう。

答申は、(1)初等・中等教育の学校体系については、幼年教育の強化、中・高一貫教育、五年制高等の学科の拡張、小・中・高の学年区切りの変更（たとえば、四・四・四制）、教育方法の彈活性（グループ別指導、無学年制など）などについて、今後一〇年間にわたり「先導的試行」を重ねることを提案している。さらに、(2)初等・中等教育の教育課程について、「個人の能力・適性などの分化に応じて」「生徒の能力・適性・希望などの多様な分

化に応じ」ともいっている)多様なコースを準備すること、「適切なコースを本人が選択できるよう指導するという重要で困難な仕事」を遂行するために「観察・指導を徹底すること」を提案している。さらに、(三)職制としての「校長の指導と責任のもとに」「校務を分担する必要な職制を定めて、校内管理組織を確立すること」、私立学校に対する統制を強化すること、をめざしている。答申は、四このような教育のない手たる教師については、初等教育の教員は、主として、また中等教育の教員のある割合を、「特別な教育課程をもつ」教員養成大学で養成すること、教員の採用については、一年程度の期間、任命権者の計画のもとに実地修練を行なわせ、その成績によって教諭に採用する制度を検討すること、教員研修のための大学院で再教育を受けたものなどには「特別の地位と給与を与える制度」(これは、校内の職制に関連している)を設けること、などを提案している。

右に摘記した諸特徴のうち、(三)に掲げたものが、学校教育にたいする国家の統制をいつそう強化する企図から出されていることは多言を要しない。今日すでに、教員の採用時における思想差別が「深刻かつ異常な事態」であることは、日本学術会議も認めることであるが、答申は、長期の試用期間を通しての思想差別を恒常的な制度とすることを自論んでいるわけである。また、「教頭・教務主任・教科主任・生徒指導主任などの管理上、指導上の職制」を設けるといふ構想は、いわゆる学校管理の重層構造論として從来から提起されていたものであり、特別権力関係論と一体と

なって学校という職場から創造的な教育には不可欠な自由の雰囲気を徹底的に奪い去り、教員組織を上意下達機構にすることを企図していることは、故宗像教授が繰り返し指摘したところであつた。ただし、この重層構造論が私企業における管理組織になぞらえて、学校のなかに「近代的」な管理組織を導入するという粉飾がこらされていることを注意深く見抜いておくことは必要である。

右に摘記した(二)の特徴は、從来高校の教育課程を中心にするめられてきた多様化政策を、小・中・高校の全般にわたりて強化しようとするものであることは明らかである。西田氏が多様化政策は企業の要請ではないと強弁していることは冒頭にみたとおりである。答申は「生徒の能力・適性・希望などの多様化」に応じるためだといつてい。同じ中教審がわずか五年前の六六年一〇月に出した「後期中等教育の拡充整備について」という答申では、多様化は「各個人の適性・能力・進路・環境に適合する」ようすに教育の内容および形態を準備する政策とされていたのであつた。「環境」を加えていた点で、六六年の答申の方が正直だったというべきだろう。今回の答申では、「環境」が消え、「進路」が「希望」に変つた。なおついでにいふと、一九五八年の学習指導要領改訂のさいにいわれた「進路・特性に応ずる」教育というときの「特性」は、男女のちがいを意味するものとされていた。今回答申には「個人の特性の分化にじゅうぶんに配慮して」という部分があるから、特性の意味も変つたらしい。貫して全く変わつていいのは「能力」だけである。つまり、多様化を根拠づけ

る指標にはいろいろ考えられ、それぞれ少しづつあやふやな点があるが、「能力」をもとにして子どもたちのふるい分けをするという点だけは不動だ、というわけである。

中教審のいう「能力」は、開発すべき子どもの能力のことではなく、さまざまな環境に生きる子どもたちが一定の教育を受けたあとで、異った進路によるいわけをするときの尺度なのである。

高等教育の改革構想の骨格は、(一)五種八類型への種別化、(二)一般教育の軽視と職業教育の偏重、(三)研究と教育の分離を基軸とする管理体制の強化、(四)公立大学の設置形態の改組、(五)「広域的な共通テスト」の開発など再版「能検テスト」による入試制度の改訂などにみることができる。

答申の高等教育に関する改革構想についてもおおむね、初等・中等教育に関して見られた同様の特徴を指摘することができるが、なおつきのような若干の事項を指摘しておくことは必要である。

答申全文のうち、最も多くのページ数は初等・中等教育に関してではなく、高等教育にあてられていることは注目すべきである。それのみではない。坂田文相は、答申が出されたその日に(考えてみればおかしなことだが、答申を書いているのも役人なのだから当然といえば当然でもある)、この中教審にもとづく「政府の基本的施策の実施計画」を明らかにした。それによると、四六年度つまり今年度中に「教育改革推進本部」のほかに「大学改革調査会」を発足させ、高等教育機関の種別化・多様化のための学校教育法などの改正も今年度中におこなうというのである。他の

改革に先だって、高等教育改革に着手するという政策には、当然それなりの理由がなくてはならない。

初等・中等教育については、すでに十数年も前から国家統制が着々と強化されてきたし、教育二法の制定や勧説の実施を通じて管理体制も強化され、多様化政策も進行しているが、大学に関しては幾重かの大学管理法案が民主勢力の強力な反対に会ってその企図が葬り去られたという経過があるので、この答申を機会に一拠に改革にのりだそうというのであるう。

### 三

中教審答申が、教育改革の名において多様化政策をおしすすめ、とりわけ、大学の種別化に急ぎとりかかるとしている背景に、政府・独占資本の七〇年代における労働力政策のあることを見落すことはできない。これは、西田氏のいうような「見解」の問題ではなく、むしろ事実の問題である。

西田氏は、堀尾氏の追求にあつて今の政府には経済成長をやめるという政策はないといった。じつさい、七〇年五月に閣議決定された「新経済社会発展計画」によれば、六八年から七五年までのあいだの国民総生産(GNP)の年平均伸び率は一五・二%とされており、ここには成長を鈍化させるという計画はみられない。計画期間中に、技術は進歩するにしても、資本家たちは、この膨大なGNPの成長に見合った雇用労働者の増大を必要としていることはいうまでもない。「新経済社会発展計画」によれば、労働

学歴別新規学卒就職者数 (単位:万人、%)

卒業年次		合計	中学	高校	大学等
実数	30年3月卒	102	70	26	7
	35	127	68	48	10
	40	141	63	63	15
	41	150	52	82	16
	42	146	45	84	18
	43	143	39	84	20
	45	123	26	70	27
	50	114	14	68	32
構成比	30年3月卒	100	68	25	7
	35	100	54	38	8
	40	100	44	45	11
	41	100	35	54	11
	42	100	31	57	12
	43	100	27	59	14
	45	100	21	57	22
	50	100	13	60	27

(1) 30~43年は実績

(2) 45, 50年は経済審議会労働力研究委員会の推計

(3) 高校は全日制、大学等は大学昼間部、短大昼間部、高専および大学院修士課程

(出所) 『新経済社会発展計画』(大蔵省印刷局版)

115ページ

力人口は六八年の五〇七六万人から七五年の五四八〇万人に伸びるとされている。この内訳をみると、一五歳ないし一九歳の労働力人口は三八七万人から二二二万人へ、二〇ないし二十四歳については七二八万人から六二七万人へ減少するとされている。このようないくつかの数字は、基本的には、人口推計を基礎としているが、若年層についてはそのうえに高校進学率の上昇という要因が加わってくる。若年労働力の減少をカバーして労働力を増大させる方途は、農村からのいっそうの流出をふくめた中高年齢層や婦人の活用であり、雇用者比率は六八年の六三%から七五年の七二%まで伸びとされている。

労働力人口に占める若年層の比重の低下は、若年労働力対策の比重の低下をもたらすのではなく、若年労働力対策のいっそうの強化をもたらす。労働省の調査によると、毎年の入職者総数に対して新規学卒者の占める割合は、最近数年間、三〇%から三八%であった(労働省『労働移動』二六五ページ)。これは、年間の入職者のみについてみた数字であるが、交替・増減などを考慮した別の推計によると、六五年から七〇年までのあいだの就業者数の総需要のうち新規学卒者による充足率はじつに五八%を占めていたとされている(『職業訓練計画調査研究会報告書』六四、六五ページ)。今後、これらの数値は年々少しずつ減少すると見込まれるわけだが、それ故にこそますます、新規学卒者という若年低賃金労働力への要求はいっそう厳しくなることは必然なのである。

以上のこと念頭において別表を眺めてみよう。高校進学率の増大に伴い、昭和四〇年(一九六五年)には、中卒就職者と高卒就職者は実数において等しくなり、以後急速に高卒就職者数が中卒就職者数を凌駕しはじめた。学卒就職者の比率についていえば、六年には高卒者はすでに中卒者を上まわり、六年からは高卒就職者は学卒就職者の過半を占めるに至っている。ことばを変えていえ

ば、一九六五年以後、わが国の高等学校は、それまで中学校が占めていた位置にとってかわり、労働者階級の主要な供給源となつたのである。もちろん、政府はこの事態を黙つてみすゞとしていたわけではなかつた。六〇年代には高校教育の多様化は急激におしすめられ、これが六六年の中教審答申で「だんと強化されただけでなく、この年の後期中等教育についての答申に「期待される人間像」を付記して、高校教育に対するイデオロギー統制を強めてきたのである。

表は、大学（短大・高専・大学院修士課程を含む）卒の就職者についても、重要な事実を示している。すなわち、大卒就職者は、五五年には学卒就職者の7%を占めるにすぎなかつたが（この五五年頃から理工系の大学の拡充が叫ばれるようになつた）、七〇年にはすでに比率においても実数においても中卒就職者を上まわり、高校につぐ新規就職者の重要な供給源となつてゐるのである。中教審答申が高等教育機関の種別化・類型化に意欲的なことはすでにみたとおりであるが、それは、新規労働力の学歴構成——中教審の発想でいえば能力別構成が画然としているほうが望ましいという「合理的」な配慮を基礎においているからである。生徒をこのような労働力供給源としての必要に応じた多様なコースや種別化された大学へ進ませるためには、たしかに、進路・適性という理論が必要になるし、観察・指導といふるい分け作業を強化することも重要な課題となるのである。（紙幅がないので、能力・適性の問題については、たとえば、須藤敏昭「進路指導と

『能力・適性』『国民教育』第八号、佐々木治「中教審の『能

力・適性』論批判」『文化評論』一九七〇年九月号、など参照。)

しかしながら、以上にみたような中教審答申の「経済合理性主義」を理解するためには、なお二、三つけ加えておくことが必要である。答申は「能力」について多くを語つてはいるが、能力とは何かを述べてはいない。この点について、日経連の『能力主義管理——その理論と実践』（一九六九年）は、つぎのようにいつてゐる。

「能力とは企業における構成員として、企業目的達成のために貢献する職務遂行能力であり、業績として顕現化されなければならぬ。能力は職務に対応して要求される個別的なものであるが、それは一般には体力・適性・知識・経験・性格・意欲の要素からなりたつ。それらはいずれも量・質ともに努力・環境により変化する性質をもつ」（五五ページ）

「能力主義管理の理念は、経済合理性の追求と人間尊重との調和にある。もちろん企業経営の第一の目的は経済合理性の追求にある。……しかし経済合理性は従業員を人間として尊重することなくしては追求することは不可能である。トップ経営者の大半が認めているように、経済合理性追求と人間尊重とは対立した概念ではなく、人間尊重は経済合理性追求の中に含まれてゐる」（六四ページ）

西田審議官は、多様化の原理は人間だといった。日経連によれば、それは経済合理性追求のなかにふくまれるのである。

ところで、中教審答申の経済合理主義の一つの基礎は、学歴主義にあることを忘れてはなるまい。わが国では、西欧諸国と違つて、修学の途中で就職することは全く例外的である。学校を卒業することは、同時にさらに進学するか就職するかを意味している。つまり、青年たちは、現行制度のもとでは、原則として修学九年目の終りか（中学）一二年目の終りか（高校）、一四年目の終りか（短大・高専）、一六年目の終り（大学）にならないと労働市場には現われないのである。企業側が、一〇年目とか一年目あるいは二三年目を終えたところで採用するなどということはないし、「能力主義管理」は「能力ある者を年功・学歴に関係なく厚遇する」と書いてはあるがそれは企業に入つてからのことであり、学歴別に採用することを廃止するという計画はない。最近は、学校卒業者の就職あつせんに対する職安による指導・規制はむしろ強まる傾向にあるから、卒業時の学校の門は労働市場の入口でもある。企業側のこの習慣が変更されないのであれば、学卒者の方に開いている労働市場の入口には学校種別になつてゐるほうが企業にはつごうがよいわけである。学歴別採用の習慣に手をふれないうい前提は、「能力」の名によつて学歴そのものを多様化し、種別化するという「合理主義」を必然たらしめるのである。

さいごに、進路指導について語る人は多いが、就職あつせんといふ事実とそのからくりにあれる人は少ないもので、この点に言及しておく。学卒者の就職あつせんは、（1）縁故によるばあい、（2）学校が求人を受けつけてあつせんするばあい（職安法三三条の二）、

（3）職安が求人を受けつけて学校があつせんするばあい（職安法二五条の二）に大別される。行政指導により、すでに久しい以前から中卒就職者の大半は（3）によつている。（3）の方法の「合理性」は、生徒の個性に着目するなどといふ教育的配慮よりも労働力配置の配慮の方が優先しやすいという点にある。高校は、従来大学とともに（1）の方法によつていたが、ここ一、二年、（2）の方法にするようといふ行政指導が強まり、すでに一部は併用ないし全面移行している学校もある。高等教育機関では、今のところすべて（1）と（2）の方法だけであるが、種別化がすんでくると、より「合理的」に配分するために、（3）にするようといふ指導が強化されてくるだろう。

いうまでもなく、学校教育は実社会から孤立して行なわれるのではない。中教審は文部省がこゝさらに労働市場といふ実社会とのつながりに口をつぐんでいるとき、批判的に検討しようとする者が全く同じ視角だけで教育をみようとするとは賢明ではないだろう。小稿はこのような企図から、視点を中教審答申の「合理主義」に焦点をあわせたものであつて、教育そのものの問題を摘要し検討することの重要性をいささかも軽視するつもりはない。障害児教育の問題、大学管理運営の問題など重要な論点を解明することは他日の課題としたい。

（専修大学）